

働き続けたい職場・しながわ
～学校における働き方改革推進プラン～

令和8年3月

品川区教育委員会

目次

I	学校における働き方改革の目的	2
II	成果指標・目標値	3
III	計画の期間	4
IV	今後の取組	5
	1 業務の見直しと業務改善	6
	2 学校への人的支援	7
	3 勤務時間の管理	8
	4 保護者対応専用窓口の設置	9
	5 部活動の適正化	10
	6 働く環境の改善	12
	7 学校への指導・支援	12
	8 国、都への働き掛け	13
V	取組の検証および見直し	13
参考	品川区における教員の勤務実態	14

I 学校における働き方改革の目的

現代は、社会の変化が激しく、将来の予測が困難な時代であるといわれています。品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、令和7年3月に「品川区教育振興計画」を新たに策定し、子どもたちが自らの人生の舵取りをし主体的に生きるよう、自分自身のウェルビーイングを実現するとともに、社会全体がウェルビーイングな状態にある社会の担い手となれるよう取り組んでおります。子どもたちがウェルビーイングの状態にあるためには、子どもに直接関わる教員のウェルビーイングを高めていくことが大切です。

教育委員会は、平成29年度に「働き続けたい職場・しながわ～学校における働き方改革推進プラン～」を策定（令和6年11月改定）し、この間、教員の業務をサポートする人材の配置、出退勤管理システムの導入、夜間電話業務委託などの取組を通じて教員の働き方改革を進めてきました。この度「プラン」をさらに改定し、教員一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって働くとともに、子供と向き合う時間を十分確保できるようにすることで、区立学校における教育活動および指導の質の向上を一層図ってまいります。

なお、本プランは、令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の趣旨を踏まえて改訂し、品川区における「業務量管理・健康確保措置実施計画」と位置付けることとします。

■月45時間以上の者の割合

職層	小学校（義務教育学校前期課程含む）	中学校（義務教育学校後期課程含む）
	令和6年度	令和6年度
校長	12.5%	6.7%
副校長	66.0%	52.9%
教諭	24.4%	29.2%
事務・栄養士	3.7%	0.0%

目的

教員一人一人が心身ともに健康で専門性を十分に発揮し、誇りとやりがいをもって働くことができる環境を確保することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

II 成果指標・目標値

品川区教育委員会は、これまで「品川区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（令和2年）に基づき、1か月当たりの時間外在校等時間の上限を45時間、1年については360時間とし、働き方改革を推進してきました。

一方で、働き方改革の推進に当たっては、教員がその成果を実感できていることも重要です。このため、表のとおり、①時間外在校等時間のほか、②業務への負担・支援、③ライフ・ワーク・バランス、④仕事に対するやりがいの4つの切り口から、9つの成果指標および目標値を設定し、目標の達成を目指して不断の改革に取り組んでいきます。

	成果指標	R 6 実績	目標 (令和 11 年 度)
①時間外在校等時間	i 時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員（管理職含む）の割合	・小学校：27.7% ・前期課程：29.4% ・中学校：26.5% ・後期課程：31.3%	0%
②業務への負担・支援	ii 教職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	105	100 以下
	iii 教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	91（目標達成）	100 以下
③ライフ・ワーク・バランス	iv 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度	—	80%以上
	v 教員（管理職等含む）の1年当たり年次有給休暇取得日数	15.9 日	20 日

	vi 男性教員（管理職等含む）の育児休業取得率	15.0%	50%
④仕事に対するやりがい	vii 授業準備の時間がとれていると感じている教員の割合	—	80%以上
	viii 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間がとれていると感じている教員の割合	—	80%以上
	ix 教員としての仕事そのものについての満足度	—	80%以上

Ⅲ 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

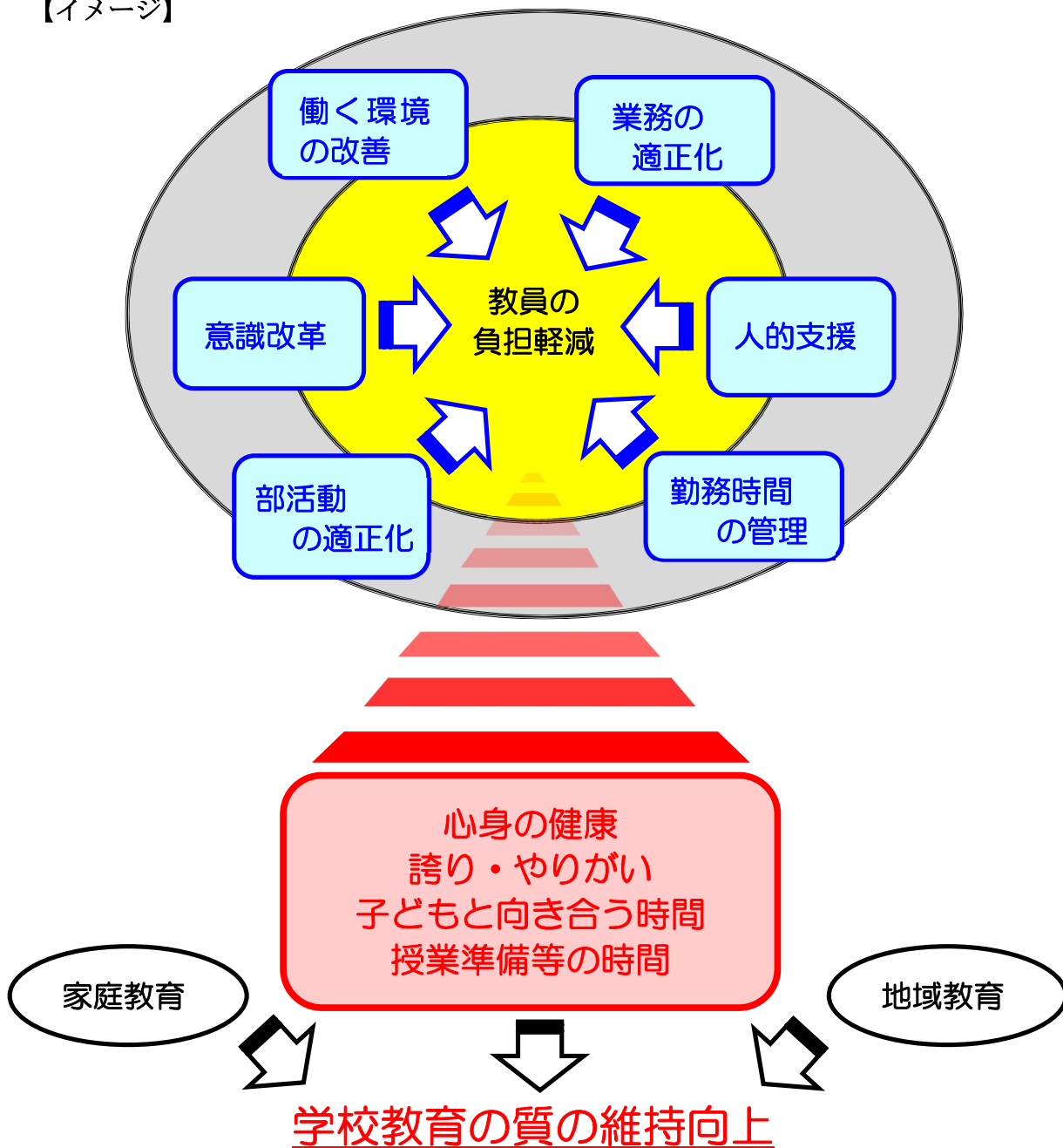
※本プランは、実情に沿って年度毎に更新する場合があります。

IV 今後の取組

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、求められる役割が肥大化し、教員の長時間労働の要因となっています。そこで、教員本来の業務である児童・生徒へ対応する時間や授業準備等の時間を確保し、長時間労働の是正を図るため、様々な面から総合的に対策を講じていきます。

教員の業務

【イメージ】



1 業務の見直しと業務改善

ポイント

業務の適正化と効率化・各部署との連携強化

■実施主体：教育委員会事務局

まず、教育委員会の各部署において、教員の専門性が求められる業務を精選し、学校や教員以外が担うことができる業務については実施主体や役割分担を明確にして整理するとともに、学校や教員の業務については負担軽減と効率化に努めます。

また、今後、学校が果たす役割を効率的に行うため、学校参加型の行事や依頼案件を精査し、見直しを図るなど検討を進め、区長部局への理解・協力を要請していきます。時間外においては、夜間等電話委託を実施し、外部委託も積極的に活用していきます。

特に、学校現場では調査事務の負担感が大きいことが指摘されており、学校へ依頼する調査の必要性を見直すとともに、各部署と連携し、調査内容が重複することのないよう内容の精査も行います。また、各部署で保有する情報を共有し、調査を減らす工夫も行っていきます。

さらに、業務の適正化を図ると同時に、限られた時間の中で業務の精度を落とさず最大限の効果を発揮できるよう ICT 化やペーパーレス化を推進し、効率化を図ります。業務改善における成功事例については、各校で共有できるようにします。

■実施主体：学校

各学校においては、組織的な学校運営や迅速な意思決定が行えるよう校内の組織体制を見直すとともに、教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外が担うことができる業務の実施主体や役割を明確化するなど業務の見直しを行います。

2 学校への人的支援

ポイント

学校を支える人員体制の充実

■実施主体：教育委員会事務局

教育委員会では、教育施策や教育課題に応じて、スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ（授業準備等を行う）、ICT 専門員（学校における ICT 教育の促進、教員の ICT 機器の活用をサポートする）、副校長補佐（調査・統計等を含んだ事務を行う）、エデュケーション・アシスタント、JTE（英語専科指導員）、学校地域コーディネーター等のスタッフを配置し、学校運営を支援しています。

今後は、これらの人的支援を継続するとともに、必要に応じた拡充を図っていきます。

なお、効果の高い活用事例や先駆的に取り組んでいる学校のノウハウの情報共有を図り、区内全校へ還元する取組も行っています。

■実施主体：学校

各学校においては、配置された人材が最大限の効果を発揮できるように努め、また、効果的な取組を各学校で共有できるよう努めます。

3 勤務時間の管理

ポイント

出退勤情報のフィードバックとフォロー

■実施主体：教育委員会事務局

勤怠の管理については、平成 19 年度から出退勤システムにより行い、電子化させることで、申請行為や年次有給休暇の管理等の効率化やペーパーレス化を図り、教員の負担軽減に努めています。

平成 30 年度からは、教員一人一人の在校時間について、客観的に把握できるように、毎月管理職への情報提供も行っています。また、在校時間が月合計 80 時間を超える対象者のリストアップも行い、対象者へ産業医との面談を促しています。また、月 100 時間を超える教員には、産業医との面談を実施しております。

今後も引き続き、出退勤システムを活用した在校時間統計システムにより、在校時間や長時間労働の傾向がある教員の情報提供を定期的に行っていきます。

サービス監督権者である教育委員会として、各学校の実態を把握し、適切なサービス管理を行っていきます。特に、長時間労働の傾向がある学校においては、管理職へのヒアリング等により原因や改善状況を確認し、指導助言を行います。

これらを通して、管理職を含む教員一人一人が自らの勤務時間を意識した働き方が実践できるようにしていきます。

■実施主体：学校

過労死ライン（月当たりの時間外労働がおおむね 80 時間となる状態）を超える教員や長時間労働の傾向がある教員については、管理職がヒアリングを行い、健康状況や業務の負担感等を確認し、校内の応援体制の構築や業務分担の見直しを検討するなど改善に努めていきます。

4 保護者対応専用窓口の設置

ポイント

専門家チームによる対応

■実施主体：教育委員会事務局

教員が保護者対応で疲弊してしまうと、全ての児童・生徒の学びや成長に悪影響が出るだけでなく、保護者の不安や相談に対しても寄り添った対応をする余裕がなくなります。

そこで、学校（現場の教員）ではなく、保護者対応専用窓口へ直接相談していただくシステムを令和8年4月より導入します。

保護者からの教育現場では解決できない対応困難な要望等に対して、教育アドバイザー、学校安全対策推進委員、心理士（技）、スクール・ソーシャル・ワーカー、相談員、弁護士などの経験豊富なスタッフが初期の保護者相談窓口として対応し、解決に向けたトータルコーディネートやこどもを第一に考えた対応の検討を行うなど、学校（教員）の時間的・精神的負担を軽減していきます。

5 部活動の適正化

ポイント

部活動の適切な運営

■実施主体：学校

学校における部活動と他の教育活動とのバランスの観点や、部活動の日々の指導や大会引率等が教員の長時間労働の一因となっている現状を踏まえ、国や都教育委員会の方針に基づき、品川区教育委員会においても「品川区立学校部活動の在り方に関する方針」を令和6年4月に改定し、区内全校統一で運用しています。

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある児童・生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、本区においてもスポーツ庁が示すとおり以下の基準としています。

(「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」より抜粋)

【休養日】

- ◆ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。
大会等により、土日のどちらも休養日が確保できなかった場合は、翌週の平日に振り替える。)
- ◆ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- ◆ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）および長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

■実施主体：教育委員会事務局

教員は、日々の部活動の指導や大会引率等に平日・休日ともにあたり、長時間労働をしやすい傾向にあります。また、部活動・競技において専門的な知識を有しない教員が顧問を担う場合もあります。

教育委員会では、子どもたちのために部活動の持続可能性を高め、質の高い指導を行うとともに、学校における部活動指導者不足の改善および教員の負担軽減を図ることを目的として、学校部活動指導業務委託（民間委託）および部活動指導員の配置を行っています。

【学校部活動指導業務委託（民間委託）】

顧問業務への従事を希望しない教員が指導に関わらない体制および子どもたちの持続的な活動機会を確保する体制の確立に向けて、令和6年度から学校部活動指導業務委託（民間委託）を行っています。令和7年度は、中学校および義務教育学校の全15校で計50の部活動を業務委託しています。

【部活動指導員】

校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とした職員を拡充しています。令和7年度は、中学校および義務教育学校の全15校で43名の部活動指導員を配置しています。（令和8年1月1日時点）

6 働く環境の改善

ポイント

教員が働きやすい職場作り

■実施主体：教育委員会事務局

教員が心身ともに健康で働き続けるために、働きやすい職場づくりに努めています。

教員の多様な働き方として、時差勤務については、令和5年5月よりコロナウイルス感染症対策としての特例2パターンを本則化して、計5パターンから選択できるようになっております。また、令和6年度より、長期休業中の在宅勤務について、試行実施しております。

また、終業時刻から翌日の始業時刻までは11時間以上の休憩時間（インターバル）を設けます。

教職員のメンタルヘルス対策として、メンタルの不調を未然に防ぐために、ストレスチェックを実施し、希望者に対して産業医面接指導を行っています。

また、「ハラスメント相談窓口」を開設し、学校におけるハラスメントに関して教職員が相談できる体制を整備しております。

■実施主体：学校

教員同士のコミュニケーションの円滑化や相談しやすい職場環境の整備など、教員が安心して働ける環境づくりの推進に努めます。

教員のメンタルヘルス対策等、教員の心身の健康の保持・増進を行います。

7 学校への指導・支援

ポイント

指導主事による指導・支援

■実施主体：教育委員会事務局

教育委員会所属の指導主事が各学校を訪問し、働き方改革に関するワークショップを実施し、学校毎の実情に合わせて指導・助言を行う等の支援を展開します。指導後は、各学校長のリーダーシップの下で取組を進めていきますが、

適宜指導主事が学校訪問や管理職へのヒアリングを行い、働き方改革の実現に向けて支援を継続します。

8 国、都への働き掛け

ポイント

制度改正や財政的支援の要望

■実施主体：教育委員会事務局

学校における持続可能な勤務環境を整備するためには、自治体独自の取組や学校の自助努力だけでは限界があり、国や都による制度改正等が必要です。

教育委員会では、国や都に対して、教職員定数等の改善やスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタントの配置支援事業等の財政的支援制度の継続・拡大について要望していきます。

V 取組の検証および見直し

ポイント

P D C A サイクルによる運用

■実施主体：教育委員会事務局

本プランによる取組をより実践的・効果的なものとするため、目標の達成状況や取組の効果を定期的に確認・検証し、学校関係者の意見も踏まえ、取組の見直しを図るなどP D C A サイクルにより改善していきます。

評価指標の一つとして、大学等のノウハウを活用した、教員のウェルビーイングややりがいに関する統計調査を実施します。また、この結果に基づく職場環境改善に教育委員会と管理職で共同して取り組みます。

併せて、国や都の制度改正や教育環境、区民ニーズ等の変化を的確に捉え、検討すべき項目が生じた場合は本プランを見直すなど、学校における働き方改革を継続的に推進していきます。

参考 品川区における教員の勤務実態

【参考1】品川区における教員の勤務実態

<教員の1月当たりの時間外等在校時間等>

在校時間は、学校における働き方改革の取組を進める上での指標の一つとなります。本区では、出退勤システムのデータから在校時間を算出し、令和元年度と令和6年度を比較することで、取組の状況を分析し、本プランの策定の参考にしました。

【抽出条件】出退勤システムにおける出勤や退勤の打刻データ等から算出
(出張等校外の時間や休憩時間を含む。)

※令和7年11月6日現在のデータから抽出

【期間】令和元年度：4月1日から3月31日まで

【期間】令和6年度：4月1日から3月31日まで

【対象者】全区立学校の常時勤務する教員全員

(校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、養護教諭等。再任用および臨時的任用を含む。)

■対象者全体の平均値（日単位の年次有給休暇等取得日は除く）

職層	小学校（義務教育学校前期課程含む）			中学校（義務教育学校後期課程含む）		
	令和6年度	令和元年度	増減	令和6年度	令和元年度	増減
校長	34時間 23分	38時間 12分	▼3時間 19分	24時間 42分	36時間 57分	▼12時間 15分
副校長	53時間 19分	62時間 20分	▼9時間 1分	48時間 1分	56時間 31分	▼8時間 30分
教諭	34時間 57分	42時間 18分	▼7時間 21分	36時間 16分	42時間 46分	▼6時間 30分
事務・栄養士	14時間 11分	20時間 8分	▼6時間 57分	10時間 58分	13時間 5分	▼2時間 7分

【参考2】これまでの主な取組

取組経過

積極的なシステム化や人的支援により学校負担を軽減

教育委員会では、これまでの支援を継続しつつ、今後も新たな取組を模索し総合的な対策に取り組んでいきます。

■これまでの主な取組経過

時期	取組内容
平成5年度	部活動外部指導員の配置
平成12年度	学事システムの導入（学籍・給食、保健管理、私費会計等）
平成15年度	習熟度別学習のための指導助手の配置
平成17年度	区費非常勤講師の配置
	教職員一人一台のパソコン配備
平成18年度	区費スクールカウンセラーの派遣
平成19年度	出退勤システムの導入
	介助員・学習支援員の配置
平成20年度	校務システムの導入
平成21年度	区独自採用教員の配置
平成25年度	品川学校支援チーム HEARTS の設置
平成26年度	JTE（英語専科指導員）の配置
平成28年度	品川コミュニティ・スクールの実施 （学校地域コーディネーターの配置）
平成29年度	学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」の始動 ～定時退勤日や保護者・地域への周知など意識改革の実施～
平成30年度	スクール・サポート・スタッフ等の配置、在校時間の情報提供、 学校閉庁日の設定、部活動外部指導員の拡充
令和元年度	終業予定時間宣言カードの配布
令和2年度	夜間等電話委託の実施
令和4年度	副校長補佐試行配置
令和5年度	副校長補佐の配置拡大、部活動外部指導員のさらなる拡充
令和6年度	エデュケーション・アシスタントの試行配置、在宅勤務の試行実施、部活動民間委託（一部）
令和7年度	エデュケーション・アシスタントの全校配置
	外部コンサルタントを活用した業務改革支援

令和8年3月

学校における働き方改革推進プラン

発行 品川区教育委員会事務局

住所 〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号

電話 03-3777-1111（代表）